

### Ⅲ. 助成対象となる費用

- 助成対象となる費用は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用です。

※ 入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用や、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分は対象外です。

- 令和4年4月1日以降に実施した温存後生殖補助医療に要する費用が助成の対象となります。

※ 他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成の対象外です。

### Ⅳ. 助成対象治療及び助成上限額

| 対象となる治療              | 1回あたりの助成上限額  |
|----------------------|--------------|
| 凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 | 10万円         |
| 凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療   | 25万円<br>※1   |
| 凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療  | 30万円<br>※1～4 |
| 凍結した精子を用いた生殖補助医療     | 30万円<br>※1～4 |

※1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

※ 助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の場合は1子ごとに通算6回(40歳～42歳の場合は1子ごとに通算3回)までです。

### 申請先

#### <持参の場合>

受付窓口:秋田県健康福祉部健康づくり推進課  
がん・生活習慣病対策班(県庁2階)

受付時間:8時30分～17時15分

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。)

#### <郵送の場合>

宛先:〒010-8570

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県健康福祉部健康づくり推進課  
がん・生活習慣病対策班

※ 特定記録や簡易書留等、記録が残る方法で送付してください。(郵送料は申請者のご負担ください。)

※ 申請に関することで連絡する場合がありますので、必ず申請書に電話番号をご記入ください。

### 問合せ先

#### <助成金の申請手続きに関する問合せ>

秋田県健康福祉部健康づくり推進課  
がん・生活習慣病対策班

電話:018-860-1428(直通)

時間:8時30分～17時15分

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。)



©2015 秋田県だっちゃん

#### <温存後生殖補助医療に関する問合せ>

秋田大学医学部附属病院

地域医療患者支援センター・がん相談支援センター

電話:018-884-6277(直通)

時間:8時30分～17時00分

(土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く。)

将来、子どもを産み育てることを望む  
がん等の患者さんとそのご家族へ

『秋田県小児・AYA世代のがん患者等の  
妊よう性温存療法費用等助成事業』

(温存後生殖補助医療分)のご案内

秋田県では、  
将来子どもを出産することができる  
可能性を温存するための妊よう性温存療法や  
温存後生殖補助医療に要する  
費用の一部を助成することにより、  
将来に希望を持って治療に取り組んで  
いただけるよう支援しています。



©2015 秋田県だっちゃん

## I. 温存後生殖補助医療について

**妊よう性**：妊娠するための機能、妊娠する能力

- がんなどの治療により、妊よう性が失われたり、低下したりすることがあります。
- 抗がん剤や放射線治療に伴い妊よう性に影響が及ぶ前に、妊よう性温存療法(胚(受精卵)凍結、未受精卵子凍結、卵巣組織凍結、精子凍結)により、将来、妊娠する可能性を残すことができます。
- 本事業では、妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療(体外受精、顕微授精)等を「温存後生殖補助医療」と呼んでいます。

## II. 助成の対象になる方

- 以下の要件を全て満たす方が対象になります。
- ① 申請時に**秋田県内に住所を有している方**
- ② 夫婦のいずれかが妊よう性温存療法に係る助成の対象となる治療を受けた後に、本助成の対象となる治療を受けた場合であって、当該治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された方
- ③ 治療期間の初日における妻の年齢が**43歳未満**である夫婦
- ④ 温存後生殖補助医療指定医療機関\*1の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、**生命予後に与える影響が許容されると認められる方**
- ⑤ 温存後生殖補助医療指定医療機関から、温存後生殖補助医療を受けること及び国実施要綱\*2に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を受けた上で、**本事業に参加することについて同意した方**
- ⑥ **婚姻関係が確認できる方**\*3

\*1 「秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業実施要綱」に基づき指定を受けている医療機関  
 \*2 令和4年3月23日付け健発 0323 第4号厚生労働省健康局長通知別紙「小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法研究促進事業実施要綱」  
 \*3 事実婚関係にある夫婦が本事業の助成を受ける場合は、温存後生殖補助医療の結果、出生した子について認知を行う意向がある方

## V. 申請に必要な書類

● 申請には、以下の全ての書類が必要です。

- ① 秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業申請書(温存後生殖補助医療分) **様式第2-1号**
- ② 秋田県小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法費用等助成事業に係る証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関) **様式第2-2号**
- ③ 申請時に秋田県内に住所を有していることが確認できる**住民票**  
 ※ 個人番号の記載がなく、発行から3か月以内のもの
- ④ 婚姻関係を確認する書類  
 法律婚の場合：**戸籍謄本**  
 ※住民票で婚姻関係が確認できる場合は、2回目以降省略可  
 事実婚の場合：**両人に関する以下の書類(毎回必要)**  
 (ア)**戸籍謄本**  
 (イ)**住民票**  
 (ウ)事実婚関係に関する申立書 **様式第2-3号**

## VI. 申請期限

- 温存後生殖補助医療に係る費用の支払日の属する年度内に申請してください。  
 ※やむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができます。事前にご相談ください。

申請に必要な様式は

秋田県公式サイト「美の国あきたネット」からダウンロードすることができます。



©2015 秋田県んだっチ

## 手続きの流れ

証明書(様式第2-2号)を発行

温存後生殖補助医療  
実施医療機関

②温存後生殖補助医療に伴う影響について評価、治療及び研究事業について説明  
 ④温存後生殖補助医療

① 受診  
③ 同意

助成対象者  
(温存後生殖補助医療を受けたご夫婦)

⑤助成事業の申請  
⑦請求書の提出

⑥助成決定  
⑧助成金の支給

秋田県  
(健康づくり推進課)



©2015 秋田県んだっチ



©2015 秋田県んだっチ

\*\*\* よくあるご質問と回答 \*\*\*

- Q. 代理母による温存後生殖補助医療は助成の対象となりますか？  
 A. 対象となりません。このほか、夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるものや、いわゆる借り腹も助成対象外です。
- Q. 助成を受けた後出産し、再度助成申請を行う場合、助成回数は累積されますか？  
 A. 出産した場合は住民票及び戸籍謄本、妊娠12週目以降に死産に至った場合は死産届の写し等を申請書類に合わせてご提出いただき、それらの事実が確認された場合は、これまで受けた助成回数がありリセットできます。